

令和元年度 事務事業総点検シート(1)

[平成30年度事務事業]

一般会計			事務事業分類		基礎点検
事務事業名 環境衛生関係施設許認可及び監視指導事業			シート番号		B 法定義務等事業
担当部署名 健康福祉 局 健康部 保健所 部 環境業務 課			評価責任者(課長名)		野田

Ⅰ. 基本情報

基本情報	1	堺市マスタープランの政策体系に基づく事業の位置付け	政策	1	暮らしの確かな安全・安心を確保します	後期実施計画の位置付け
			施策	1	市民の命を守る健康・医療体制の強化	無
	2	事業開始年度	昭和 38 年度		終了(予定)年度	— 年度
	3	根拠法令等(法令、条例、規則、要綱等)	理容師法、理容師法施行令、理容師法施行規則、堺市理容師法施行条例、堺市理容師法施行細則、美容師法、美容師法施行令、美容師法施行規則、堺市美容師法施行条例、堺市美容師法施行細則、クリーニング業法、クリーニング業法施行令、クリーニング業法施行細則、堺市クリーニング業法施行条例、堺市クリーニング業法施行細則、興行場法、興行場法施行令、興行場法施行規則、堺市興行場法施行条例、堺市興行場法施行細則、旅館業法、旅館業法施行令、旅館業法施行規則、堺市旅館業法施行条例、堺市旅館業法施行細則、公衆浴場法、公衆浴場法施行令、公衆浴場法施行規則、堺市公衆浴場法施行条例、堺市公衆浴場法施行細則、温泉法、温泉法施行令、温泉法施行規則、堺市温泉法施行細則、墓地、埋葬等に関する法律、堺市墓地等の経営の許可等に関する条例、化製場等に関する法律、化製場等に関する法律施行令、化製場等に関する法律施行規則、堺市化製場等に関する条例、堺市化製場等に関する条例施行規則、堺市動物飼養場の設置に係る事前協議等に関する要綱、大阪府遊泳場条例、大阪府遊泳場条例施行規則、堺市ラブホテル建築等規制条例、堺市ラブホテル建築等規制条例施行規則、堺市ラブホテル建築等調整委員会要綱、住宅宿泊事業法、住宅宿泊事業法施行令、住宅宿泊事業法施行規則			
	4	関連計画				
5	事業実施の経緯	環境衛生関係の法令は、公衆衛生の向上及び増進を目的としており、これらの法令の運用について営業者等に対しては、公衆衛生知識の普及向上を図り、社会公共性を自覚してもらうようその指導育成に努めてきた。また、これらの営業者等の大部分は零細資本をもってする経済的基盤の脆弱な業態であり、とすれば衛生措置の基準の保持に困難をきたすことが考えられることから引き続き実施していく。				

Ⅱ. 事業概要

事業概要	6	事業の実施主体(誰が実施しているのか。)	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁 <input type="checkbox"/> 各区 <input type="checkbox"/> 出先機関 ( ) <input type="checkbox"/> 市外郭団体 <input type="checkbox"/> 地域団体・市民 <input type="checkbox"/> 民間企業・NPO <input type="checkbox"/> その他 ( )			
	7	事業の対象(誰を、何を対象としているのか)	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館、住宅宿泊事業(民泊)、墓地、遊泳場等の営業者又は管理者を対象としている。			
	8	事業の目的(どのような状況にしたいのか)	理容所、美容所、クリーニング所、興行場、公衆浴場、旅館、住宅宿泊事業(民泊)、墓地、遊泳場等における衛生水準の維持及び向上によって市民に対する健康被害を未然に防止し、安全・安心を確保する。			
	9	事業内容(スケジュール、実施方法・手段、事業ボリュームなど)	法令により、開設の届出、営業の許可が必要とされているため、許可時・確認時の検査並びに定期的な監視指導を実施。また、営業者等を対象に講習会を実施。 (1) 理容所・美容所 (2) クリーニング所 (3) 旅館ホテル・簡易宿所 (4) 公衆浴場 (5) 興行場 (6) 遊泳用プール (7) 温泉利用施設 (8) 動物飼養施設 (9) 住宅宿泊事業届出住宅 (10) 墓地・納骨堂・火葬場 <input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
10	直接実施以外の主な支出先					

Ⅲ. 投入量

項目		単位	H28年度決算	H29年度決算	H30年度決算	R1年度予算	
事業コスト	11 事業費 (a)	千円	10,981	8,539	12,673	6,731	
	主な事業費内訳	検査手数料	千円	5,288	4,985	5,254	5,575
		会議等出張旅費	千円	475	450	560	702
		残留塩素測定試薬、啓発資材等(消耗品)	千円	172	122	112	120
		賃金(短期臨時職員)	千円	4,685	2,626	6,315	0
		国・府支出金	千円	602	581	581	600
	財源内訳	受益者負担金(使用料、手数料等)	千円				
		市債	千円				
		その他(環境衛生手数料)	千円	2,486	1,766	1,535	2,190
	一般財源	千円	7,893	6,192	10,557	3,941	
	12 人件費 (b)	千円	35,096	42,722	47,187	46,666	
13 総コスト(c)=(a)+(b)	千円	46,077	51,261	59,860	53,397		